

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：富山県警察

令和8年7月公表

I-1 職員の男女の給与の額の差異【警察官】

※令和7年度

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.6%
全職員	83.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報【警察官】

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
警視	93.8%
警部	94.0%
警部補	93.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3%
31～35年	93.5%
26～30年	91.9%
21～25年	82.4%
16～20年	85.0%
11～15年	84.7%
6～10年	89.3%
1～5年	97.7%

【説明欄】

- ・ 給料表（同一の級・号給）において男女の差異はない。
- ・ 本調査における「給与」は、所得税法第28条における給与所得（通勤手当等の実費経費や退職手当を除く。）をいい、扶養手当、住居手当等を含む。
- ・ 他機関からの出向職員は、勤続年数「1～5年」区分に含まれることから算出数値が実態とかけ離れたものになるため除く。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、「再任用職員及び短時間勤務職員」を示す。
- ・ 扶養手当、住居手当、単身赴任手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約98.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約83.5%、単身赴任手当の受給者に占める男性の割合は100%である。

I-2 職員の男女の給与の額の差異【一般職員】

※令和7年度

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.6%
全職員	97.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
管理官	100.1%
課長補佐	102.5%
係長	95.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.0%
31～35年	92.9%
26～30年	93.7%
21～25年	95.0%
16～20年	85.0%
11～15年	80.4%
6～10年	91.2%
1～5年	83.9%

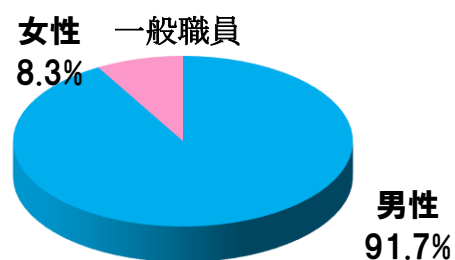
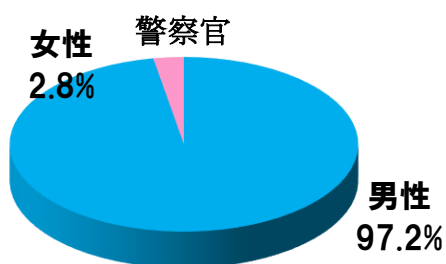
【説明欄】

- 給料表（同一の級・号給）において男女の差異はない。
- 本調査における「給与」は、所得税法第28条における給与所得（通勤手当等の実費経費や退職手当を除く。）をいい、扶養手当、住居手当等を含む。
- 他機関からの出向職員は、勤続年数「1～5年」区分に含まれることから算出数値が実態とかけ離れたものになるため除く。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、「任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び短時間勤務職員」を示す。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員数の算定においては、週当たりの勤務時間数を常勤職員の勤務時間で割ることにより算出している。
- 扶養手当について、男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約79.8%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

※令和8年4月1日現在

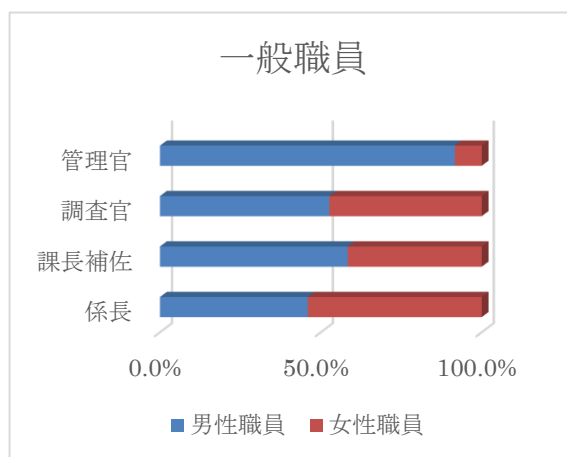
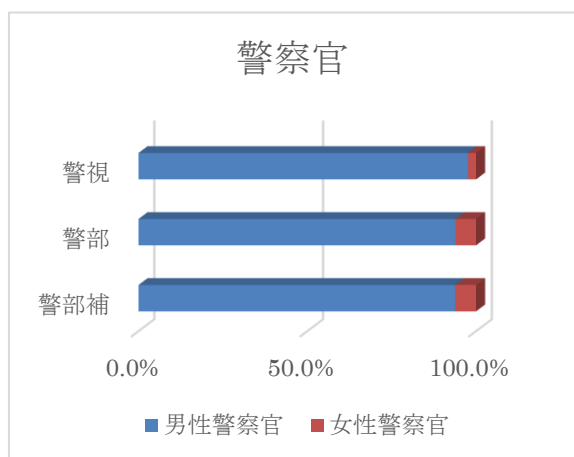
区分	令和8年度【警察官】	令和8年度【一般職員】
管理的地位にある職員 に占める女性職員の割合	2.8%	8.3%



Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

※令和8年4月1日現在

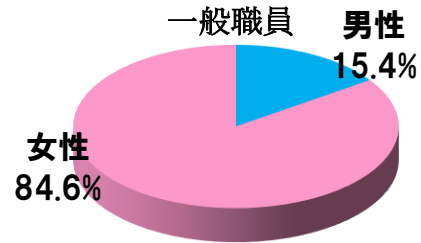
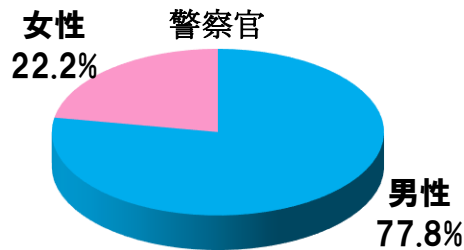
警察官	区分	令和8年度	一般職員	区分	令和8年度
	警視	2.4%		管理官	8.3%
	警部	6.1%		調査官	47.4%
	警部補	6.2%		課長補佐	41.7%
				係長	54.1%



Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

※令和7年4月1日から令和8年3月31日の採用

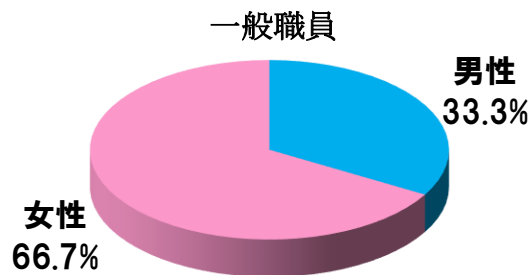
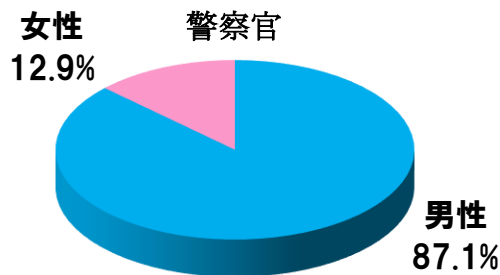
区分	令和7年度の採用【警察官】	令和7年度の採用【一般職員】
採用した職員に占める女性職員の割合	22.2%	84.6%



Ⅴ 職員に占める女性職員の割合

※令和8年4月1日現在

区分	令和8年度【警察官】	令和8年度【一般職員】
職員に占める女性職員の割合	12.9%	66.7%



Ⅵ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

※令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	104.1%
女性	100.0%

男性職員		全体
取得率		104.1%
取得期間	2週間未満	7.9%
	2週間以上 1月未満	44.1%
	1月以上	48.0%

女性職員		全体
取得率		100%
取得期間	1年未満	28.1%
	1年以上 2年未満	53.1%
	2年以上	18.8%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	-
女性	-

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	2.0%	-	-	-
1週間以上2週間未満	5.9%	-	-	-
2週間以上1月以下	44.1%	-	-	-
1月超3月以下	44.1%	-	-	-
3月超6月以下	3.9%	-	-	-
6月超9月以下	-	-	-	-
9月超12月以下	-	28.1%	-	-
12月超24月以下	-	53.1%	-	-
24月超	-	18.8%	-	-

VII 職員の勤務時間の状況

※令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12時間／月
内部部局等以外	16時間／月